

【申告に際しての注意点等】

医療費控除を申請される方は、「医療費の明細書」の事前作成をお願いします。
 （「医療費の明細書」は、町民課住民税係及び各出張所に備えてありますのでご利用ください。）
 雑損控除を受けられる方は、「り災証明書」または「被災証明書」、「災害関連支出の領収書」等をお持ちください。

消費税の申告については「簡易課税申告」のみ、申告相談を受付します。本則課税申告につきましては、税務署での申告をお願いします。

贈与税の申告と納税は、税務署で申告相談を受けてください。
 平成23年中は無所得で、平成24年度に所得証明等が必要と思われる方や町営住宅入居の18歳以上の方は必ず住民税（町民税・県民税）申告を行ってください。（申告をすることで、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の軽減になる場合がございます。）



お問い合わせ 町民課 住民税係

電話 0574-43-2111(代) 内線2116・2117

【関税務署からのお知らせ】

平成23年分の所得税・消費税、贈与税の確定申告会場は、「アピセ・関」です。

開設期間：平成24年2月15日(水)から平成24年3月15日(木)まで ただし土・日曜日・祝日は除く

開設時間：午前9時から午後5時まで

所在地：「アピセ・関」関市平和通7丁目5番地の1

（「税務署」では、申告会場は開設していませんのでご注意ください。）

開設期間中、関税務署では申告書等の作成指導を行っておりませんのでご了承ください。

お問い合わせ 関税務署 電話 0575-22-2233(代) 自動音声案内

国税に関する一般的な相談は「1」、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

健康福祉課からのお知らせ

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人のみなさまへ

一定の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人等の方々に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。

この制度が始まった平成20年1月1日時点で一定の要件にあてはまっていた方は、平成24年12月31日が申請の締め切り日となりますので、申請がお済みでない方は、厚生労働省中国孤児等対策室（03-5253-1111 内線3468）まで、お問い合わせ下さい。（中国語対応可）

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/dl/zanryukoji12-01.pdf>